

1号認定子ども 利用者負担額（保育料）一覧表

子どもの属する世帯の所得階層区分		1ヶ月あたりの利用者負担額（単位：円）		
		第1子に適用する基準額※1	第2子に適用する基準額※1	第3子以降に適用する基準額※1
1	生活保護世帯等	幼児教育・保育の無償化により、利用者負担額は0円となります。		
2	市町村民税非課税世帯			
3	市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯			
4	市町村民税所得割課税額が211,200円以下の世帯			
5	市町村民税所得割課税額が211,201円以上の世帯			

2号及び3号認定子ども 利用者負担額（保育料）一覧表

基準階層区分	子どもの属する世帯の所得階層区分、定義及び条件	1ヶ月あたりの利用者負担額（単位：円）				
		第1子に適用する基準額※1		第2子に適用する基準額※1		第3子以降に適用する基準額※1
		3歳未満児 上：標準時間 下：短時間	3歳以上児	3歳未満児 ※2	3歳以上児	
A階層	生活保護世帯	0	0	0	0	0
B階層	当該年度分（4月から8月にあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税が非課税の世帯	0	0	0	0	0
C階層	当該年度分の市町村民税の課税額が均等割の額のみ世帯	{ 6,600 6,400	0	3,300	0	0

D 階層			第1子に適用する基準額		第2子に適用する基準額		第3子以 降に適用 する基準 額※1
			※1		※1		
			3歳未満児 上：標準時間 下：短時間	3歳以上児 上：標準時間 下：短時間	3歳未満児 上：標準時間 下：短時間	3歳以上児 上：標準時間 下：短時間	
当 該 年 度 の 市 町 村 民 税 課 税 世 帯 D 階層	第1階層	1円以上	7,600	0	3,800	0	0
		5,000円未満	7,400	0	3,700	0	0
	第2階層	5,000円以上	8,800	0	4,400	0	0
		26,800円未満	8,600	0	4,300	0	0
	第3階層	26,800円以上	12,000	0	6,000	0	0
		48,600円未満	11,700	0	5,800	0	0
	第4階層	48,600円以上	13,600	0	6,800	0	0
		72,800円未満	13,300	0	6,600	0	0
	第5階層	72,800円以上	16,300	0	8,150	0	0
		97,000円未満	16,000	0	8,000	0	0
	第6階層	97,000円以上	18,700	0	9,350	0	0
		133,000円未満	18,300	0	9,100	0	0
	第7階層	133,000円以上	21,600	0	10,800	0	0
		169,000円未満	21,200	0	10,600	0	0
第8階層	169,000円以上	25,700	0	12,850	0	0	
	185,500円未満	25,200	0	12,600	0	0	
第9階層	185,500円以上	29,100	0	14,550	0	0	
	202,000円未満	28,600	0	14,300	0	0	
第10階層	202,000円以上	32,400	0	16,200	0	0	
	218,500円未満	31,800	0	15,900	0	0	
第11階層	218,500円以上	35,000	0	17,500	0	0	
	235,000円未満	34,400	0	17,200	0	0	
第12階層	235,000円以上	38,500	0	19,250	0	0	
	251,500円未満	37,800	0	18,900	0	0	
第13階層	251,500円以上	40,900	0	20,450	0	0	
	268,000円未満	40,200	0	20,100	0	0	
第14階層	268,000円以上	43,000	0	21,500	0	0	
	284,500円未満	42,200	0	21,100	0	0	

		第1子に適用する基準額		第2子に適用する基準額		第3子以降に適用する基準額※1
		※1		※1		
		3歳未満児 上：標準時間 下：短時間	3歳以上児 上：標準時間 下：短時間	3歳未満児 上：表寿時間 下：短時間	3歳以上児 上：標準時間 下：短時間	
第15階層	284,500円以上	45,500	0	22,750	0	0
	301,000円未満	44,700	0	22,300	0	0
第16階層	301,000円以上	47,200	0	23,600	0	0
	325,000円未満	46,300	0	23,100	0	0
第17階層	325,000円以上	49,200	0	24,600	0	0
	349,000円未満	48,300	0	24,100	0	0
第18階層	349,000円以上	51,100	0	25,550	0	0
	373,000円未満	50,200	0	25,100	0	0
第19階層	373,000円以上	51,400	0	25,700	0	0
	397,000円未満	50,500	0	25,200	0	0
第20階層	397,000円以上	51,600	0	25,800	0	0
		50,700	0	25,300	0	0

備考

※1 この表に第1子・第2子・第3子以降については、原則、同一世帯に属するお子様すべての数で第1子・第2子・第3子以降を認定します。

※2 この表における「3歳未満児」とは、子どものための教育・保育給付に係る保育が実施された年度の初日の前日において3歳に達していない子どもをいい、その子どもがその年度の中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなします。

ひとり親世帯等であって、かつ、世帯合計所得割額が77,101円未満の世帯のかたは次ページの表に基づいて利用者負担（保育料）を決定します。

特例1号認定子ども利用者負担額表

	子どもの属する世帯の所得階層区分	利用者負担額（単位：円）	
		第1子	第2子以降
1	当該年度（4月から8月までにあつては前年度）に納付すべき市町村民税が非課税又はその課税額が均等割のみとなる世帯	幼児教育・保育の無償化により、利用者負担額は0円となります。	
2	上記に該当せず、当該年度（4月から8月までにあつては前年度）に納付すべき市町村民税の所得割の額77,101円未満の世帯		

特例2号・3号認定子ども利用者負担額表 *各階層、上から順に第1子の金額・第2子以降の金額です。

基準階層区分	子どもの属する世帯の所得階層区分、定義及び条件	利用者負担の額（単位：円）					
		3歳未満児		3歳以上児			
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間		
A階層	生活保護世帯	0	0	幼児教育・保育の無償化により、利用者負担額は0円となります。			
B階層	当該年度分（4月から8月にあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税が非課税の世帯	0	0				
C階層	当該年度分の市町村民税の課税額が均等割の額のみとなる世帯	3,300	3,200				
D階層	当該年度分の市町村民税の課税額が次の区分に該当する世帯	第1階層	1円以上 5,000円未満			3,800	3,700
		第2階層	5,000円以上 26,800円未満			4,400	4,300
		第3階層	26,800円以上 48,600円未満			6,000	5,800
		第4階層	48,600円以上 72,800円未満			6,800	6,600
		第5階層	72,800円以上 77,101円未満	8,150	8,000		

備考

※1 この表における第1子・第2子以降については、原則、同一世帯に属するお子様すべての数で第1子・第2子以降を認定します。

※2 この表における「3歳未満児」とは、子どものための教育・保育給付に係る保育が実施された年度の初日の前日において3歳に達していない子どもをいい、その子どもがその年度の中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなします。

